③　当該競争参加資格に係る申請の期限の日から認定を行う日までの期間に、中部地方整備局から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚発第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

④　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑤　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑥　中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価（共通）点数）が、1,200点以上であること。（上記①の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に経営事項評価点数が1,200点以上であること。）

⑵　構成員の技術的要件等　特定建設工事共同企業体の構成員は、令和８年６月18日において次の要件を満たすものとする。

①　平成23年度以降に、元請けとして、以下に示す同種工事の引渡しを完了した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。（乙型にあっては分担工事の実績に限るものとし、出資比率は問わない。））。

「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」により認定された海外実績も国内の実績と同様に評価する。なお、当該実績が入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

同種工事：下記の㋐から㋒の要件を満たすＮＡＴＭ工法によるトンネル工事の施工実績を有すること。ただし、下記㋐から㋒は同一工事かつ同一トンネルであることとし、施工延長については掘削および覆工を実施した区間の延長であること。

㋐　トンネル内空断面積（覆工後の内空面積（代表値））60㎡以上であること。

㋑　トンネル施工延長が1,400ｍ以上であること。

㋒　土被りが20m以下であること。

特定建設工事共同企業体にあっては、代表者が全ての要件を満たす施工実績を有し、他の構成員はいずれかの要件を満たす施工実績を有すること。

②　当該工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

③　当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

⑶　出資比率要件　特定建設工事共同企業体のすべての構成員が、均等割の10分の６以上の出資であるものとする。

⑷　代表者要件　特定建設工事共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員中最大であるものとする。

⑸　特定建設工事共同企業体の協定　特定建設工事共同企業体の協定書は、「建設工事共同企業体の事務取扱いについて」（昭和53年11月１日付け建設省計振発第69号）の別添「建設工事共同体の事務取扱いについて（回答）」（昭和53年11月１日付け建設省茨計振第771号）の別紙に示された「特定建設工事共同企業体協定書（甲）」によるものとする。

9　一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体の取扱い

８⑴①の認定（８⑴①の再認定を含む。以下同じ。）を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体も６及び７により申請をすることができる。この場合において、特定建設工事共同企業体としての資格が認定されるためには、８⑴①の認定を受けていない構成員が８⑴①の認定を受けることが必要である。なお、この場合において、８⑴①の認定を受けていない構成員が当該工事に係る開札の時までに８⑴①の認定を受けていないときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。

10　資格審査結果の通知　「一般競争参加資格認定通知書」により通知する。

11　資格の有効期間　特定建設工事共同企業体としての資格の認定の日から当該工事の完成する日までとする。ただし、当該工事に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該工事に係る契約が締結される日までとする。

12　その他

⑴　特定建設工事共同企業体の名称は、「令和８年度　河津下田道路３号トンネル工事○○・○○特定建設工事共同企業体」とする。

⑵　当該工事に係る競争に参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより競争参加資格の確認を受けていなければならない。

競争参加者の資格に関する公示

令和８年度周南合同庁舎設計業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

令和８年６月１日

中国地方整備局長　山本　大志

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　34

1　業務概要

⑴　業務名　令和８年度周南合同庁舎設計業務

⑵　業務内容　当該業務の手続開始の公示による

⑶　履行期限　令和10年２月８日

2　申請の時期

令和８年６月１日から令和８年６月11日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。

なお、令和８年６月11日以降当該業務に係る技術提案書提出の時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該提出の時までに審査が終了せず、設計共同体としての資格が認定されない場合は、技術提案書を提出できない。

受付時間は、（受付期間中の各日とも）10時00分から17時00分までとする。

3　申請の方法

⑴　申請書の入手方法　「競争参加資格審査申請書（建設コンサルタント業務等）」（以下「申請書」という。）は、国土交通省中国地方整備局ホームページからダウンロードすることにより交付する。

ホームページアドレス：

http://www.cgr.mlit.go.jp/

「発注・契約・申請関係」―「一般競争参加資格関係」―「共同企業体・設計共同体の申請について」の順で検索のこと。

⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に令和８年度周南合同庁舎設計業務設計共同体協定書（４⑷の条件を満たすものに限る。）の写しを添付し、持参、郵送（書留郵便に限る。）又は電子メールにより提出すること。提出場所は以下のとおりとする。

〒730―8530 広島県広島市中区上八丁堀６番30号　中国地方整備局総務部契約課調査係

電話082―221―9231

電子メールアドレス

shikaku-zuiji@cgr.mlit.go.jp

⑶　申請書等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

4　設計共同体としての資格及びその審査

次に掲げる条件を満たさない設計共同体については、設計共同体としての資格がないものとする。

⑴　組合せ　構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。

①　当該業務の手続開始の公示にて定める単体企業に係る参加資格（以下、「参加資格」という。）を有すること。

②　その他、当該業務の手続開始の公示に示された条件を満たしている者であること。

⑵　業務形態

①　構成員の分担業務が、業務の内容により、令和８年度周南合同庁舎設計業務設計共同体協定書において明らかであること。